

○仙北市地方就職支援金交付要綱

令和6年3月29日告示第61号

改正

令和8年3月30日告示第71号

仙北市地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学卒業後に地方に移住・就職する学生を支援するため、東京圏の大学を卒業して、秋田県内の企業に就職し仙北市に移住する者に対し、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することに関し、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 生活の本拠を仙北市に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(対象者要件)

第3条 地方就職支援金の対象となる者は、次の第1号及び第2号の要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。
 - ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 大学又は大学院（以下、「大学等」という。）の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上とし、大学院の場合は2年以上とする。）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、大学等入学後、自らの秋田県への就職に向けた

インターンシップ、業界研究会、企業説明会及び採用面接等（以下、「就職活動等」という。）にかかる経費（以下、「交通費」という。）については、在学中（卒業見込みの場合に限る。）の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 市内に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる交通費については、勤務地が秋田県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日1年以内であること。

(ウ) 本市に、地方就職支援金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に就職活動等にかかる交通費を申請する場合は、卒業後に次号に掲げる要件を満たす企業に就職し、転入日（住民票を移さずに転出していた者については就業開始日）から1年以上、市内に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本の配偶者」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他市長が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が秋田県内に所在する企業等に第1号アの要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でない

こと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人を除く。ただし、第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人から交通費・移住にかかる経費（以下、「移転費」という。）が支給される場合は対象外とする。）ではないこと。

イ 国家公務員でないこと。

ウ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 仙北市を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。

(エ) 在学中に就職活動等にかかる交通費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

（支援金の額等）

第4条 地方就職支援金の額は、就職活動等にかかる交通費及び移転費として、次の各号に掲げる金額を支援金として支給する。この場合において、支給回数は、交通費及び移転費につき、それぞれ1人1回を限度とする。

(1) 就職活動等にかかる交通費については、仙北市職員等の旅費に関する条例（平成17年仙北市条例第42号）に基づく往復交通費の2分の1の金額とし、17,220円を上限とする。

(2) 移転費については、移転に要した実費の金額又は108,000円のいずれか低い金額とする。

（交付の申請）

第5条 地方就職支援金の交付を受けようとする者は、地方就職支援金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書その他の提示により本人確認ができる書類の写し

- (2) 就業証明書（様式第2号）又は内定証明書（様式第3号）
- (3) 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）
- (4) 就職活動等にかかる交通費、移転費を支払ったことが確認できる領収書等の写し
- (5) 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- (6) 仙北市を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる書類（募集要項、雇用契約書等）
- (7) 在学中に交通費を申請する場合は、卒業学年であることが確認できる在学証明書（学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・押印（公印）したもの）又は卒業・修了証明書

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、予算の範囲内において、地方就職支援金の交付を決定し、地方就職支援金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、地方就職支援金の交付が適当でないとき、その旨を地方就職支援金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第7条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、地方就職支援金の交付を受けようとするときは、地方就職支援金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第8条 市長は、前条の請求書に基づき、交付決定者に地方就職支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第9条 交付決定者は、紛失等の理由により、地方就職支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定通知書再交付願（様式第7号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに「再交付」と表示した地方就職支援金交付決定通知書（様式第4号）

を申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、事業の適切な実施のため必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者に対し、必要な事項について報告を求めるとともに、立入調査を行うことができる。

(返還請求)

第11条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の各号の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、地方就職支援金の全額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 在学中に交通費を申請した場合で、申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 在学中に交通費を申請した場合で、申請日から1年以内に仙北市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に仙北市に住民票がある場合を除く。）

エ 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）

オ 転入日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から1年以内に仙北市以外の市区町村に転出した場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第53号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日告示第71号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。